相模原市公用車賃貸借契約書

1　業務の名称	相模原市公用車賃貸借契約（令和８年度３月契約分　普通乗用車）
2　履行場所	相模原市役所
3　契約金額（総額） うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	十億　百万　千　円 内訳　令和　８年度　円　令和　９年度　円　令和１０年度　円 令和１１年度　円　令和１２年度　円　令和１３年度　円 令和１４年度　円
4　契約期間	契約期間は、令和９年３月１０日から令和１５年３月９日までとする。
5　契約金額の支払	賃貸人は賃借人に対し、この契約に定める賃借料を請求するものとし、賃借人は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から３０日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。 ただし、相模原市会計規則第４５条の２に規定する定期支払による場合は、定期支払申込書に基づき支払うものとする。 この場合にあっては、賃貸人は請求書の提出を要しない。
	□ 前金払　（□ 一括払　□ 分割払） □ 概算払　（□ 一括払　□ 分割払） ■ 確定払　（□ 一括払　■ 分割払）
	備考　令和９年３月分の賃貸借契約金額については月額の全額を支払い、令和１５年３月分の賃貸借契約金額については支払わないこととする。
6　契約の保証	□ 現金　円 □ 有価証券　円 □ 銀行等、保証事業会社の保証　円 □ 履行保証保険　円 □ 免除 （相模原市契約規則第３４条第　号）
7　予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除	賃借人は、令和９年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。 ２　前項の規定により賃借人がこの契約を解除し、賃貸人に損失が生じた場合は、賃貸人はその損失の補償を賃借人に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、賃借人賃貸人協議して定める。

上記の相模原市公用車賃貸借について、賃借人と賃貸人は、次のとおり賃貸借契約を締結する。
この契約を証するため、本書２通を作成し、各自記名押印のうえ、その１通を保有する。

令和９年　　月　　日

賃借人　相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
相 模 原 市
代表　相模原市長　　本　村　賢　太　郎　　印

賃貸人

印